

# (案)

## 委 託 契 約 書

- |   |           |                                 |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 委託業務の名称   | 岩手県中央家畜保健衛生所庁舎清掃業務              |
| 2 | 委託業務の実施場所 | 岩手県滝沢市砂込 390-5                  |
| 3 | 委託期間      | 令和7年4月1日から<br>令和8年3月31日まで       |
| 4 | 委託料       | 金 円<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円) |
| 5 | 契約保証金     | 免除                              |

岩手県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、上記の業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、別表「岩手県中央家畜保健衛生所清掃作業集計表」に掲げる場所について、当該総括表に示す清掃方法及び回数 of 清掃をすること（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、委託業務の執行に当たっては、別紙「業務基準仕様書」に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関してその作業に立会し、又は必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第3 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第4 乙は、毎日の委託業務が完了した都度、清掃業務完了報告書（別紙様式1）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受領した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

第5 乙は、毎月の委託業務が完了した場合は、当該月分の委託料請求書を完了届（別紙様式2）とともに甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受領した場合は、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。

3 甲は、委託料を乙の請求により、次のとおり毎月支払うものとする。

令和7年4月から令和8年3月実施分 月額 円

第6 甲は、自己の責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、当該未払額につき年パーセント（注1）の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

【注1：令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止法に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。】

第7 甲は、乙が自己の責に帰すべき理由により、毎月の業務を欠いた場合は当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に年パーセント（注2）の割合で計算した違約金を徴収する。

【注2：令和7年4月1日において適用される会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。】

第8 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第9 甲は、天変地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったときは、契約を解除することができる。

第10 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約全部又は一部を解除することができる。

(1) 委託業務の実施を継続できなくなったとき。

(2) 正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

(3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第 2 条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前 2 項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 11 乙は次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 委託業務の変更に伴い、契約金額が当初の委託金額の 3 分の 1 以下となるとき。

(2) 第 3 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を超えたとき。

(3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

第 12 乙は、第 10 の規定により、この契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲が定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年パーセント（注 3）の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

【注 3：令和 7 年 4 月 1 日において適用される会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 117 条第 1 項で規定する違約金の徴収率とする。】

第 13 乙は、第 10 第 1 項の規定により、契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第 11 条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して定める。

第 14 乙は、委託業務の遂行のため使用する機械、器具及び材料に要する経費を負担するものとする。

第 15 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯及び設備を無償で提供するものとする。

ただし、乙は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

第 16 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第 17 乙の代表者又は使用人、従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏

らしてはならない。

第 18 乙は、自己の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 19 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

第 20 乙は、乙又はこの契約に係る再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

第 21 乙は、委託業務の実施に当たり、民法、商法その他の法律に規定された事業主として全ての責任を負うものとする。

第 22 乙は、委託業務に係わる経理を明らかにした関係書類を整備し、委託期間満了日から 5 年を経過する日まで保存するものとする。

第 23 この契約によりがたい事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 岩 手 県  
契約担当者  
盛岡広域振興局長 小野寺 宏和

乙